経費支出手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 三島高等学校 | タクシーチケットの管理にあたっては、庁内の｢タクシーの使用基準｣において、所定のタクシー使用簿を備えおくことが定められている。また、経費の支出命令にあたっては、請求書とともにタクシー使用簿の写しを添付することと定められている。ところが、所定のタクシー使用簿を使用しておらず、所属独自の使用簿により管理しており、経費の支出命令にも添付していなかった。 | 【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可又は貸付状況）第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可又は貸付状況）第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可又は貸付状況）第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。｢タクシーの使用基準｣に基づき、所定のタクシー使用簿を使用し、適正に管理・執行されたい。【会計事務にかかる執行基準等の改正について（通知）】平成19年９月25日付け　財第2285号　総務部財政課長通知（タクシーの使用基準）３　タクシー使用簿所属長等は、タクシーの使用状況を明らかにするため、別添のタクシー使用簿を備えておかなければならない。４　経費の支出⑴ 経費の支出命令にあたっては、請求書とともにタクシー使用簿の写しを添付すること。⑵ 経費支出に係る年度区分は、タクシーの使用があった日の属する年度とする。 | 「タクシーの使用基準」に基づき、所定のタクシー使用簿を備えることとした。　今後は、これを使用し、適正な管理・執行を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月22日）